# 西目屋村 男女共同参画推進計画



令和3年3月 青森県西目屋村

## 目 次

1.	計画の目的		2
2.	計画の性格		2
3.	計画の期間		2
4.	基本目標及び	『重点目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.	基本目標 I	男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり ・・・・	2
	重点目標1	男女共同参画の視点に立った意識改革・・・・・・	3
	重点目標2	男女共同参画を推進する教育・学習の充実・・・・・	3
	基本目標Ⅱ	男女がともに参加する地域づくり ・・・・・・・・	3
	重点目標3	地域における男女共同参画の推進・・・・・・・・	4
	重点目標4	施策・方針決定の場への女性の参画推進・・・・・	4
	基本目標Ⅲ	男女がともに能力を発揮できる社会づくり ・・・・・	• 4
	重点目標 5	職場における男女の均等な機会と待遇の確保・・・・・	• 5
	重点目標 6	ワーク・ライフ・バランスの推進・・・・・・・	• 5
	重点目標7	生涯を通じた心身の健康支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 5
	基本目標IV	男女がともに人権を尊重する社会づくり・・・・・	• 6
	重点目標8	性別によるあらゆる人権侵害の根絶・・・・・・・	• 6
	重点目標 9	女性へのサポート体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 6



#### 1. 計画の目的

この計画は、男女共同参画社会の実現を最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことを目的とし平成23年に策定しましたが、10年が経過し、さらなる充実に向けて見直す時期を迎えています。

西目屋村の現状を踏まえ、男女の性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を大切にしながら、家庭・地域・職場などで共に支えあい、それぞれの能力が発揮できる男女共同参画社会の実現のため、さらなる推進を図っていくことを目的とし、本計画を策定します。

#### 2. 計画の性格

この計画は、平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法」の趣旨を 尊重し、西目屋村が男女共同参画を推進するための「推進計画」であり、「西 目屋村新総合計画」の施策と「新あおもり男女共同参画プラン21」との整合 性を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて西目屋村が取り組むべき具 体的な施策を明らかにし、今後の方向性を定めていくものです。

また、女性活躍推進法に基づく推進計画として、女性の職業生活における活躍を推進していくものです。

### 3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とし社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

## 4. 基本目標及び重点目標

## ■基本目標 I 男女共同参画社会の形成に向けた意識づくり

一人ひとりの人権が尊重され、男女が対等なパートナーとして、自らの意志により社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を担う男女共同参画社会の実現が求められております。

しかし、性別による固定的な役割分担に基づく意識が依然として残っており、 リーダーや役員等の役割には男性が、家事、育児、介護などの家庭生活や地域 活動等の役割には女性という性別役割分担意識をなくすための働きかけが必要です。

そのため、家庭や地域などのあらゆる分野で、また、子どもから高齢者までのあらゆる世代で、性別にとらわれない一人ひとりの個性を尊重する意識づくりを行うことが重要です。働く女性が増えていく中、男女共同参画社会の実現に向けては男性の家庭生活や育児などへの協力や参加が必要不可欠となります。また、学校教育・社会教育において、基本的人権を尊重する教育、男女平等の教育を推進し、男女が対等な立場であらゆる分野に参画するための意識づくりを目指します。

#### ■重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革

男女共同参画に関する啓発事業や村民が学習できる機会の提供を通して、家庭や地域などあらゆる分野における男女共同参画の意識の向上を図るとともに、男女共同参画に関する広報・啓発に積極的に取り組み、意識の向上を図ることが必要です。

**施策** ・男女共同参画の視点に沿った男女の役割分担、慣行・習慣の見直

・村民の男女共同参画に関する正しい理解の促進

#### ■重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

地域の中で幅広い層に向けて実施する学習の機会に、男女共同参画に関する教育・学習の機会や情報を提供することが必要です。

施策 ・男女共同参画を推進する教育の充実

・国際的な男女共同参画に関する理解の促進

## ■基本目標Ⅱ 男女がともに参加する地域づくり

わが国の社会情勢は、少子高齢化、高度情報化、地方分権など大きな転換期を迎えており、村づくりにおいてもこれらを踏まえた新たな視点での取り組みが必要となっています。

安全で快適な地域社会を築いていくためには、さまざまな世代の男女がともにそれぞれの視点から参画し、価値観を反映させていくことが不可欠です。

このような状況を踏まえ、いまだに根強く残る固定的な性別による役割分担の意識を見直し、政治や経済の分野だけでなく日常生活などあらゆる分野において、政策や方針を決定する過程への女性の参画を推進し、男女が共に参画する地域づくりを目指します。

#### ■重点目標3 地域における男女共同参画の推進

地域活動において、男女がともに参画することを促進、支援することが必要です。

施策

- ・男女共同参画による地域活動の促進
- ・ 女性の社会参加の促進と支援

#### ■重点目標4 施策・方針決定の場への女性の参画推進

あらゆる分野において、女性が積極的に自らの意思で施策・方針決定の場へ 積極的に参画していけるよう促す取り組みが必要です。

施策 ・各種審議会等委員への女性の登用の増加

## ■基本目標Ⅲ 男女がともに能力を発揮できる社会づくり

女性にとっての職業生活の持続は、出産や育児を理由としてやむを得ず中断せざるを得ない機会が多く、加えて家庭内における家事・育児・介護の問題が負担となり、就業の断念につながっている状況があります。

女性が働くにあたって、その能力を高め、十分に能力を発揮できる環境をつくることは、女性だけではなく活力ある社会を形成するためにもきわめて重要な課題です。

このような課題を克服するため、性別に関わりなく、個人の能力に基づいた 雇用の環境と、働く女性が子どもを産み育てることのできる環境の整備を進め、 男女がともに職業生活と家庭生活の両立ができる「ワーク・ライフ・バランス」 という考え方を行政はもとより、企業等へも働きかけ、男女がともに能力を発揮できる社会づくりを目指します。

#### ■重点目標 5 職場における男女の均等な機会と待遇の確保

事業者に対して性別に関わりなく、個人の能力に基づいた職場環境の整備を 推進するよう働きかけることが必要です。

#### 施策

- ・行政・企業・団体などにおける女性の登用と職域の拡大
  - ・安心して出産・育児のできる職場環境の推進

#### ■重点目標6 ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスを推進するために、男女の協力と保育体制を含め た各種制度の充実を図ることが必要です。

#### 施策

- ・男女の対等の家族的責任への理解と参画の促進
- ・育児休業や介護休暇制度の周知
- ・女性の再チャレンジ (再就職・起業等) ・仕事と生活の両立への支援
- ・多様なニーズに対応した保育サービスの充実
- ・高齢者等介護体制の支援

#### ■重点目標7 生涯を通じた心身の健康支援

男女特有の病気があることを理解し、生涯にわたり心身の健康を増進するための支援が必要です。

#### 施策

- ・生涯を通じた男女の健康づくり
- ・各時期に応じた健康教育の推進

## ■基本目標IV 男女がともに人権を尊重する社会づくり

近年、性犯罪・性暴力、DV(配偶者・パートナーからの暴力)や職場を中

心としたセクシャル・ハラスメントなどが大きな社会問題となっています。被害者の多くの場合が女性であり、この背景には、性別による固定的な意識や男女の経済的格差などの社会状況があります。

このような女性に対する暴力は、個人の尊厳を害するとともに、男女平等の実現の妨げとなっており、国際的にも重要な課題として位置づけられています。

平成13年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等等の実現を図るため、社会全体で取り組む課題として配偶者の暴力を防止し、被害者の保護を図る観点から制定されました。

これに基づき、女性に対する暴力等について、各種制度の周知や広報活動、被害者の支援、女性をサポートする相談支援の充実を図り、男女がともに人権を尊重する社会づくりをめざします。

#### ■重点目標8 性別によるあらゆる人権侵害の根絶

DVやセクシャル・ハラスメント等を未然に防ぐための方策や被害者の支援 体制の確立等、人権侵害などの根絶に向けた総合的な施策が求められます。

#### 施策

- ・DV防止に向けた啓発の促進
- ・DV被害者への支援
- ・セクシャル・ハラスメントの防止に向けた取り組み

#### ■重点目標 9 女性へのサポート体制の充実

関係機関とより充実した連携体制を確保し、安心して相談できる相談体制を確率する必要があります。また、サポート体制についても広く周知し、DVやセクシャル・ハラスメントなどの被害を受けた人が何らかの相談を行うよう促す必要があります。

#### 施策

- ・相談体制の充実
  - ・関係機関との連携体制の構築
- ・支援体制の周知